

昭和三十三年法律第六百六号		
企業担保法		
第一編 第一章 企業担保権（第一條—第九条）	第七章 一般の先取特権は、企業担保権に優先する。	
第二章 企業担保権の実行	第八条 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有する。	
第三節 会社の総財産の管理（第三十条—第三十六条）	2 特別の先取特権、質権又は抵当権は、その権利の目的となつてゐる財産につき、企業担保権に優先する。	
第四節 換価（第三十七条—第五十条）	合併をする会社の双方の総財産が企業担保権の目的となつてゐるときは、合併後の企業担保権の順位に関する企業担保権者間に協定がなければ、合併をすることができない。	
第五節 配当（第五十一条—第五十五条）	第六節 雜則（第五十六条—第五十九条）	合併の無効の訴は、企業担保権者も、提起することができる。
第三章 罰則（第六十条—第六十三条）	（会社の合併）	
附則	（会社の分割）	
第一章 企業担保権	（民法の準用）	
（企業担保権）	第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百九十六条、第三百七十四条、第三百七十五条、第三百七十六条规定の譲渡及び放棄に関する部分、第三百七十七条及び第三百九十六条规定は、企業担保権について準用する。	
第二条 企業担保権は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先だつて、債権の弁済を受けることができる。	第十条 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。（実行の申立）	
3 前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の場合には、適用しない。	第十一條 企業担保権の実行は、企業担保権者の申立によつてする。（任意的口頭弁論）	
（設定及び変更）	第十二条 実行手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。（公告）	
第三条 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない（登記）	第十三条 この章の規定によつてする公告は、別段の定がない限り、官報及び裁判所の定める一個又は数個の新聞紙に掲載してする。	
第四条 企業担保権の得喪及び変更是、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記をしなければ、効力を生じない。ただし、一般承継、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。	2 前項の規定による公告は、最終の掲載があつた日の翌日以後、その効力を生ずる。	
5 企業担保権の登記に関し必要な事項は、政令（順位）	第十四条 実行手続における利害関係人は、次に掲げる者とする。	
第六条 会社の財産の上に存する権利は、企業担保権の登記の後に对抗要件を備えたものでも、企業担保権者に対抗することができる。	（利害関係人）	

録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所の定める方法に

より当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所の定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所の定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所の定める方法により提供することを請求することができる。

2 第二条第一項とあるのは、第一項において準用する同法第一条と読み替えるものとする。民事執行法（昭和五年法律第四号）第十二条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十八条の二、第三十八条、第四十二条及び第一百八十三条の規定は、実行手続に關し準用する。

(政令等への委任)
第十八条 この法律に定めるもののほか、実行手続に関する必要な事項で、登記又は登録に関する

ものは政令で、その他のものは最高裁判所が定める。

(開始決定)
第十九条 実行手続の開始は、決定です。

第二十条 実行手続の開始の決定には、同時に、
企業担保権者のために会社の総財産を差し押さえ
行抗告をすることができる。

2 異議は、決定を会社に送達することによつて
その効力を生ずる。
第二十一条 裁判所は、実行手続の開始の決定と
同時に、管財人を選任しなければならない。

